

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。）に係る計量管理規定に関し、原子力機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和3年2月15日付け令02原機（再）075をもって申請）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項の規定に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないものと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

申請日：令和3年2月15日

申請の理由：組織改正に伴う計量管理組織の変更

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、当該申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2の規定を満たしていること、及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないことについて確認をした。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う計量管理組織の変更

本変更は、原子力機構の組織改編に伴い、原子力機構核サ研の核燃料物質の計量及び管理を行う者の組織体制に関して見直しを行うものである。

(1) 施設管理課と施設保全第2課との統合

現行の施設保全第2課は、計量管理に関し、再処理施設の計装計器の保守に係る業務として、計装計器に用いる核燃料物質を含む密封線源の取扱いに係る業務を実施している他、放射性固体廃棄物の取扱いに係る業務を実施している。また、国際規制物資（設備）を有しており、当該設備に係る管理を実施している。

今回の改正で施設管理課と施設保全第2課が統合され、統合に伴い名称は施設管理課を継承し、施設管理課（これまで計量管理規定に明記がなかった）を計量管理規定

に明記するものである。

(2) 上記(1)の統合により、施設保全第1課の名称を施設保全課への変更

現行の施設保全第1課の計量管理に関する業務は、放射性固体廃棄物の取扱いに係る業務を実施している。また、国際規制物資(設備)を有しており、当該設備に係る管理を実施している。所掌業務に変更はない。統合に伴い、施設保全課へ名称を変更する。

2. 計量管理規定の変更内容

(1) 第1条第6項：名称変更のため施設保全第1課長を削除、施設管理課との統合により施設保全第2課長を削除し、現行の計量管理規定では核燃料物質を取扱わない部署であるが、施設保全第2課との統合により核燃料物質を取り扱う部署になったため施設管理課長および名称変更により施設保全課長を追記。

(2) 上記(1)の内容を第Ⅱ-1図 再処理施設の計量管理組織図に反映。

以上の内容について、提出された新旧対照表をもって確認したところ、国際規制物資を適切に計量及び管理を確保するための体制に影響を及ぼさないと認められることを確認した。